

三木町農業委員会

令和5年9月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年9月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和5年9月19日
(会議時間) 13:30～14:30
(開催場所) 三木町防災センター 第1研修室

出席委員数 18名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 1名

1番 山地 孝志

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 池田静代副主幹
3. 漆原翔平係長

(別紙) 議案書

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業中間管理事業の実施に関する規定による農用地利用集積等計画促進計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

- 事務局 本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまからの9月の農業委員会定例会を開会いたします。なお、本日、山地委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。それでは開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案13件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、本日の議事録署名委員につきましては、沖藤委員さんと阿部委員さんをお願いいたします。それでは議事の方を高尾会長よりお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく議案に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の売買、所有権の移転ですね。事務局より提案よろしくをお願いします。
- 事務局 失礼します。それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 それでは、地区担当の農業委員の方、補足の説明がございましたら、お願いします。
1番ですが、私のところですね。持ち主の譲渡人がお兄さんと一緒に今まで耕作していたんですが、もう高齢になってきたというので、隣の田をしております譲受人に譲りたいということで出てきております。広さ的にもまあまあありますので、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。
2番は川田さんかな。
- 川田委員 2番の方なんですけれども、今、土地を持っている譲渡人が体調不良ということで、農業できないということで、譲受人にということなんですけれども。譲渡人と譲受人は従兄弟になりますので、相談して譲受人の方で作っていただくとそういうことでまとまったようです。
それから3番なんですけれども、畑の面積が91㎡と狭いということで、譲渡人が持っていたんですけれども、隣の譲受人と一緒に管理するという形での売買になっております。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 会長 次、4番。
- 会長職務代理 4番の譲受人なんですけれども、3年前に宅地で家を建てたわけなんですけれども、面積が多すぎて、240㎡残しておいたわけなんですけれども。今回、親から生前贈与ということで土地を頂いたわけでございます。そういうわけでなら問題はないと思いましたが判を押したわけでございます。よろしくをお願いいたします。
- 会長 4番がね、これを見ると譲受人の耕作面積が0になっておるんで、4月以降に法改正でこういう形ができるようになったということです。それまでは買い入れる面積を足して4,000以上でないといけないんですけど、4月以降はできるようになりました。まあ、そういう形でございます。240で家庭菜園するということなんですけど、草生やしたまんま結構な広さなんで。大丈夫かと思います。
ご質問はございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第1号4件ですね、農地法第3条の許可申請ですが、許可するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、現地調査の関係で4条、5条関係、議案第2号、3号、一緒に事務局より提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、まず議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。

【議案第2号、第3号について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 4条と5条の申請については現地調査を行ってしますので、そちらの報告をお願いいたします。

沖藤委員 それでは、現地調査の報告を行います。9月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年9月12日(火)の午前9:00から4条申請2件、5条申請5件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、平井委員、私、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請の番号1、2及び5条申請の番号2です。これらの案件につきましては無断転用のまま既に造成が行われていましたが、無断転用の是正ということで始末書が添付されており、周辺農地への影響はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 担当地区の方、補足の説明をお願いします。

地下委員 議案第3号の2番、[]さんの件ですけれども、無断転用をしとったんですけれども、昭和のいつしたか分らないので、始末書もついておりましたので、問題ないと思いますので、判を押しました。

会長 はい。

鈴木委員 第2号、[]さんですけれども、別に問題もなく、迷惑も掛からないので判を押しております。

会長 はい。5条の1番。

私のところですよ。池戸のちょうど[]の裏ですね。東側へ降りたところの。交差点の横で。以前からその左側にも、今空白になってますけれども、ここも2棟、集合住宅が建っています。その横になります。新たに同じような建物を建てるということでございます。譲受人が今回は、西側にあったのが[]の[]が建てとったんですが、今回は[]ということで、[]の経営者のどうも[]みたいですね。[]さんが同じようなものを建てるというようでございます。

次、2番は。特に補足はないですか。

地下委員 ないです。

会長 3番。西青岸。3番、4番、同じ区域なので一緒にお願いします。

沖藤委員 3番の西青岸なんですけれども、こちらの方は[]から[]への所有権移転ということで

母屋が既に建っている所の隣に分家ということで特に問題はないと思われます。次の■■■■の方の■■■■さん、資材置き場を拡張するということで、ここについては私が判子押す時にですね、その北側の田に日陰を作らないようにということを言って、それで計画が是正されたということになってますので、これも現地確認をして問題ないとは思いますが、その計画どおりに造成なり、利用を進んでいくのかは今後また調査を継続していく必要があると思います。

原内委員 5番の所なんですけど、先月にも載っている所有権移転売買の案件なんですけれども、今回も同じような感じで譲受人の会社のところで車とかがどんどん増えていて、止める場所がないということで。すぐ横の所を買われるということでして。問題はなかるうかと思えます。

会長 はい、それでは4条。5条でまとめていきますが、ご質問のある方いますか。
無断転用が両方で3件あります。
質問、ございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは、4条、5条、別々に採決したいと思えます。議案第2号の農地法第4条、2件ありますけれども、これについて承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。次、議案第3号の農地法第5条ですね、これについて5件ございますが、承認するという方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。これも許可相当ということですね。続きまして、議案の第4号でございますが、4ページですね。非農地証明願が出てきてまして、これについて事務局の方から提案をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案第4号 非農地証明願について説明します。議案書の4ページをご覧ください。
【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、2件ですね。1件目は藤澤委員さんの先月あったところの一部ですね。

藤澤委員 それでは説明させていただきます。住宅地図ですが、非農地証明の1番の図面を開けていただきたいと思います。これは農業委員会と関係はないんですけれども、その西側に■■■■という建物がございまして、これにつきましては昔の話でこれも農業委員会と関係はないんですけれども。■■■■さん時代に■■■■の■■■■と■■■■が親友だったということで社員寮を建てたいなということで社員寮を建てたのが今の建物でございます。その時に■■■■さんという方なんですけれども、その頃に話をしたんでしょうけれども、排水路が要ということで分筆はしたんでしょうけど、その辺の説明が十分できていなかったかと思えますけれども、現実には■■■■の排水路として使用しておりますので、用水ではないということでございますので、よろしくをお願いします。

会長 はい、2番は。何か情報はあるのかな。

岡田委員 非農地証明願2番なんですけれども、もうだいぶ前の話なんですけれども、山林状態になっております。登記地目は畑になっていますけれども、現在は山林状態です。よろし

くお願いします。

会長 1 番の藤澤委員さん、この用水路は先月売買したところだよね。

藤澤委員 その時に面積が少なかったということで、見落としとったような感じなんです。7月にしたんですよ、農地転用の申請を。それでそれが落ちとったということで、水路の現状がありますんで、非農地証明をお願いしたいとそんな状況でございます。

会長 これは水路としては残ってはないん。田の中でしょう。

藤澤委員 田の中ではないんですけども、水路そのものは分筆しとりますんで、水路で使用するということです。田ではないということです。水路、排水路。

会長 現実に残ってない。

藤澤委員 水路はあるんですよ。排水路として使っとるんです。

会長 廃止すると言うんではなくて、農地になっとったから、用悪水路として非農地証明をすると。

藤澤委員 それができていなかったから、水路として非農地証明をお願いしたいと。

会長 この田、全部売ったんでしょう。

藤澤委員 売ったんですけども、それだけが残っとったんですよ。この水路の西の部分が。7月に転用申請を出したんですけども、これだけが残っとったんです。ほんでこのきり出てきたと。
事務局、ちょっと説明してあげてくれる。

事務局 公図で農地部分は売ったんですけども、この細長いところは現況でもU字溝が入って残っとんですけども。筆として既に分筆されて残っとったんです。これを所有権移転し忘れとったんで、非農地証明で用悪水路に地目変更した後、売買で名義を変えると。

会長 この水路が分筆されとったんやね。

藤澤委員 分筆しとって、そのままであつたんだけど。7月の申請の時には落ちとったということで。[REDACTED]の排水路で使っとった訳です。

会長 その用悪水路は廃止するんですか。そのまま残しとくんやね、際のやつやから。

藤澤委員 用悪水路としては現在はあるんやけどね。

会長 今度、土地買った人はそれはそれで置いとくということですな。

藤澤委員 そやな。

会長 はい、わかりました。
非農地証明、ご質問はございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第4号 非農地証明願について。2件ありますが、これについて、承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認ということです。それでは、議案第5号に移ります。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、これを事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。番号2番より説明いたします。
【番号2から番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 今月はこれだけなんやね。

事務局 はい。

会長 農業委員の方、この中で情報の入ってるやつと入ってないやつとがあると思いますのでご確認をお願いします。
今月はちょっと少ないんですが、特に何かございますか。
3番はちょうど私んとこの法人なんですが、これは今まで井戸の方がされとったのが事情があつて辞めるということで、うちの方に切り替えてきとるものでございます。沖藤さんとこも誰かがしよったんが交代できたと。

沖藤委員 ■■■さんがしよったんで。麦だけしよったと思います。

会長 特によろしいですね。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは採決したいと思います。議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について。承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。審議事項は以上で終わります。報告事項が2件あります。事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の6ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、報告第2号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上となります。

会長 報告事項2件ですが、何かご質問はございますか。

委員一同 （質問なし）

会長 両方とも転用のためですね。それではありがとうございました。それでは今日の審議事項と報告事項は以上でございます。
それでは、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年8月分について。農地法第4条につきましては、香川県が1件、13,808.00㎡、三木町分については0件です。農地法第5条につきましては、香川県が16件、53,970.19㎡、三木町は2件、11,604.56㎡、でございます。以上でございます。
では、続きまして次第のその他に入ります。まず最初に1番目がですね、議案になっていました代表役員の件でございますが、先般、役員会を行いまして、前期どおり、藤澤委員さんが代表役員ということで決まりましたので、報告いたします。諸委員さん、よろしくをお願いします。それで次には、今日この農政情報いうのが出とると思います。これが県内

の農業委員関係の情報が入っとなんですが、1 ページ目に今年の7月に改選されました各農業委員会の会長さん、高松市から5市4町ですね、7月20日付けで改選されました。各会長さんのお名前が入っております。参考にしてください。それから、県の関係が載っています。4 ページ目が前々から言っている県知事への意見書の提出ですね。県との審議が8月29日、県の各部会ですね、説明をやっております。後はお目を通していただけたらと思います。それとこれはどういう意味かな、議席番号確認名簿というのは。出してなかったということ。

事務局 はい、代表役員が決まっていなかったのです。

会長 先日の代表役員ということで名簿が全部揃ったということで発行したということでございます。それともう一つ、前回、原内委員さんからご質問が出とった、作業料金の件について事務局が色々県内調査しまして、その結果を報告していただけますか。

事務局 失礼いたします。先日、原内委員さんからご意見のありました農作業単価の運搬費について近隣の市町に聞きあわせをいたしましたので、8月19日の役員会の方で報告させていただいた内容を改めてご報告させていただきます。座って失礼します。
お手元にお配りしておりますA4横の資料をご覧ください。今回は香川県機械銀行協議会の事務局である香川県農業会議から県下組織の資料提供を受けました。また高松市、さぬき市、綾川町から現在使用している単価表も併せてご提供を頂きました。また、最終ページには現在使用している三木町の農作業料金の一覧表も添えさせていただいております。三木町が設定している単価につきましては、令和3年度に単価の改正を行い、昨年の令和4年度から新単価において運用を実施しております。赤文字が令和4年度から単価改正になった作業でございます。この度、議題となった運搬費につきましては高松市は6円/1kg、1袋に換算しまして180円。それ以外の市町村におきましては、単価を設けていない市町も多く、さぬき市と綾川町におきましては各個人での交渉・契約となっており、1往復いくらと設定される方や無償で請負う方も居られるなど各個人ごとに設定・契約をしているとのことでした。また三木町においては、今年の米の集荷が8月29日から始まっているとのことから、このタイミングから改正を検討するとしても、三木町農作業受委託推進協議会を開催し、ここで審議をかける必要がございます。その後、単価が反映されるのは令和6年度以降となるのが現状です。その旨を役員会の方でもご報告させていただきました。報告させていただきましたところ、委員の皆様からは運搬費は運搬方法やコメの出荷量によって作業量が異なるケースがあり、1袋ずつ人力でトラックに積み込んで運ぶ作業とパレットに乗せて大量に積み込んで運ぶ作業を一律に設定するのは難しいのではないかと。また、ガソリン代の高騰がいつ頃まで続くものなのか。作業単価が上れば受託者の負担が増えることになるため、両者のバランスもよく研究する必要があるのではないかと。というご意見が出ました。今後の燃料費の変動や近隣市町の動向を考慮しながら、農作業受託推進協議会での検討が必要かどうか、様子を見ていこうということでございました。以上、事務局の報告を終わります。

会長 先月の原内委員さんのご質問は主に農協の作業を行っている人からのご意見。

原内委員 そうですね。

会長 ガソリンが上がっていますからね。分らんことはないんだけどね。

原内委員 ちょっと上げてくれんかという要望ではあったんやけど。

会長 町の資料の下の方の備考の4番目に価格表は基準料金ですので、実際の作業料は圃場等の条件に応じて受委託者間で協議してください。ということが入っておるんだけど、これに則るとJAと協議してくださいと拡大解釈できんこともないんだけど。

原内委員 JAと話し合いの時にまだ上の方の人とは話していないやけども。ふれあいの人間とかだけやったんですけれども。その時に、こっちの方に言ってくれという意見が出とったん

で。どっちにしろ、今年のことは間に合わんで、とは言われとたんですけれども。

会長 私の方から、こっちのふれあいの所長だけでは判断できんかもしれんで、向こうの本
店の方へアクションかけても良いかなとは思ってはおるんだけれども。

原内委員 受委託協議会の方とも話しはせないかんだらうと思っとるんだけれども。

会長 ちょっと待ってもらおうかな。待ってもらおうというか、ちょっとすぐに改定はちょっと
できん。

原内委員 まあまあ、早よても来年だろうなあとは。

会長 まあ、そういうことで、今のところご理解いただきたい。実は三木町においては昔、機
械銀行というのがあったんですよ。平成4年ぐらいまであったんかな。もっと前かなあ。
三木町支店作業部会に移って、それから何年かして動きが無くなったみたいやね。平成
の後半あたりは改定せえ、改定せえ、という話が色々あって、ほんで一昨年やっと放っと
くことはできんいうことで、農業委員会で取り組んで改定としては何年ぶりか、20年
ぶりぐらいにやって。やっと価格転嫁の条項を入れて、だいたいあの時の話では中央値
に近い数字で改定を何とかして、去年から新しい価格でやりだしたんで。なかなか改定
するんに色々作業がかかってね、もっと上手いことできるシステムを作らないかんなあ
とは思ひよるんだけれども。今のところ、そういう状況であります。歴代の事務局も、
色々考えておったみたいやけど、なかなか取り組めんかったいうところもあるんで。も
う少し時間を頂きたいなと思います。後は何かあるかな。

事務局 以上です。

会長 今までの件は以上ですが、新たにその他の件で何かございましたら。よろしいですか。
それでは事務局へお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。
最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたします。

事務局 それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会9月の定例会を閉会いたしたいと思ひます。皆様お疲れ様
でした。

14時30分 閉会